

公害等調整委員会告示第一号

渡良瀬遊水池関係鉱区禁止地域指定

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第一項の規定により鉱区禁止地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成十六年一月二十日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 指定番号 指定第二百三十九号
- 二 指定請求公示の年月日 昭和四十九年十一月十八日（公害等調整委員会公示第三十二号）及び平成十五年七月三十一日（公害等調整委員会公示第三号）
- 三 請求者名 国土交通大臣
- 四 地域の所在地 栃木県下都賀郡藤岡町・同郡野木町、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町地内
- 五 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条に規定する鉱物全部
- 六 地域の境界の表示 第四項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第九号と第一号とを結ぶ直線

境界点の 番号	位 置		備 考
	X座標+メートル	Y座標(・)メートル	
1	二一、九六九	一三、四四五	表示の座標は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に基づき新平面座標系9座標による。
2	二二、二四二	一三、九〇七	
3	二三、一六四	一五、〇九〇	
4	二三、九一四	一五、六五〇	
5	二五、九六三	一六、一四二	
6	二六、一六七	一三、七九三	
7	二四、七〇〇	一二、六三六	
8	二三、五六八	一二、五一九	
9	二三、一九八	一三、一四六	

七 地域図 指定地域は、次の図の境界線により囲まれた地域

八 地域の面積 一、〇〇〇・四三ヘクタール

九 指定の理由

1 指定地域は、栃木県下都賀郡藤岡町・同郡野木町、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県北埼玉郡北川辺町地内にあり、渡良瀬川の利根川への合流地点付近に設けられた渡良瀬遊水池内にある渡良瀬貯水池及びその周辺地域である。

同貯水池は、総貯水容量二、六四〇万立方メートルの多目的貯水池であり、洪水調節、既得用水の補給、流水の正常な機能の維持・増進及び新規都市用水の供給を行っているほか、周辺の遊水池と一体となって貴重な多種類の動植物が生存する豊かな環境を維持しており、民生の安定と産業の発展に寄与している。

2 指定地域は、標高一五メートル程度の沖積平野で目立った起伏はない。指定地域の地質は礫、砂、シルト及び粘土等で構成される厚い沖積層に覆われている。

3 指定地域及びその周辺地域には、我が国の鉱物資源胚胎に関係が深い新・古第三紀層及び火山岩類が地表近くに存在する可能性は極めて低い。また、過去に実施したボーリング調査の結果、石油・可燃性天然ガスの徴候は見られたものの、それらの賦存量が商業的に稼行可能な規模とは推定しがたい。

指定地域周辺には、石油・可燃性天然ガスの試掘権が八件登録され、同鉱種の鉱業出願が一件出願中であるが、現在、指定地域で稼行している鉱山はない。

4 前記の地形及び地質からみて、指定地域において鉱物の掘採をすると、鉱種のいかにかわからず、貯水池及びその付帯設備の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

5 以上を総合すると、指定地域において鉱物を掘採することは、鉱種のいかにかわからず、渡良瀬遊水池の公益性と対比して適当でない認められるので、この地域を、鉱業法第三条に規定する鉱物全部について、鉱区禁止地域として指定する。